

# 山梨県公報

号外第十一号

平成十七年

三月二十二日

火 曜 日

## 目 次

告示

- 市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示
- 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示
- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正
- 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正
- 町の区域設定
- 字の名称変更

## 告 示

### 山梨県告示第三百三十七号

平成十七年三月二十二日に山梨市、東山梨郡牧丘町及び同郡三富村を廃し、その区域をもって山梨市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、東山梨郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十二日

東山梨郡 一〇、七九九人

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県告示第三百三十八号

平成十七年三月二十二日に山梨市、東山梨郡牧丘町及び同郡三富村を廃し、その区域をもって山梨市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十二日

三九、七九七人

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県告示第三百三十九号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「、牧丘町、三富村」を削る。

別添図面中山梨市、牧丘町及び三富村に係る部分を次の図のように改める。

「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。

### 山梨県告示第四百十号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「、牧丘町、三富村」を削る。

別添図面中山梨市、牧丘町及び三富村に係る部分を次の図のように改める。

「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。

### 山梨県告示第四百十一号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。

四 山梨市

区域の区分	規制地域
A区域	下石森、上石森、小原東、七日市場、下井尻、東後屋敷、三力所及び上之割の全部並びに大野、下神内川、上神内川、小原西、鴨居寺、万力、正徳寺、落合、上岩下、山根、矢坪、西、東、江曾原、南、北、大工、市川、堀内、一町田中、歌田、中村、上栗原、下栗原、牧丘町城古寺、牧丘町窪平、牧丘町倉科、三富上柚木、三富下萩原、三富徳和、三富下釜口、三富川浦及び三富上釜口の一部
B区域	下神内川、上神内川、小原西、西、鴨居寺、万力及び正徳寺の一部
C区域	下神内川、鴨居寺、正徳寺、西及び牧丘町倉科の一部

別表中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第三十四号までを二号ずつ繰り上げる。

別添図面中山梨市に係る部分を次の図のように改める。

〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、当該地域を所轄する地域振興局及び山梨市役所において公衆の縦覧に供する。)

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**山梨県告示第百四十二号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、山梨市長職務執行者から次のとおり新たに町を画する旨の届出があった。

平成十七年三月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

町	大字
牧丘町	仙口、千野々宮、城古寺、窪平、隼、室伏、成沢、柳沢、西保下、倉科、北原、牧平、西保中

**山梨県告示第百四十三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、山梨市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成十七年三月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の名称	変更後の字の名称
上柚木	三富上柚木
下萩原	三富下萩原
徳和	三富徳和
下釜口	三富下釜口
川浦	三富川浦
上釜口	三富上釜口